

内閣総理大臣が認定した特定適格消費者団体を

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海はめざしています!

消費者団体訴訟制度の概要

消費者団体訴訟制度は、
内閣総理大臣認定の適格消費者団体が、
「事業者の不当な行為に対して
差止請求ができる」という制度です。

施行されてから現在までに16団体が認定を受け、
消費者被害の未然防止・拡大防止のため、日々活動を広げています。

さらに、2016年度10月の消費者裁判手続特例法施行に伴い、**消費者の財産的被害を集団的に回復するための裁判手続を進行する(被害回復)制度**ができました。これを担えるのが、**特定適格消費者団体**で、全国で2団体が認定されています(2017年12月現在)。Cネット東海も認定をめざしています。



『適格消費者団体』とは…

内閣総理大臣が申請に基づき、適格消費者団体を認定

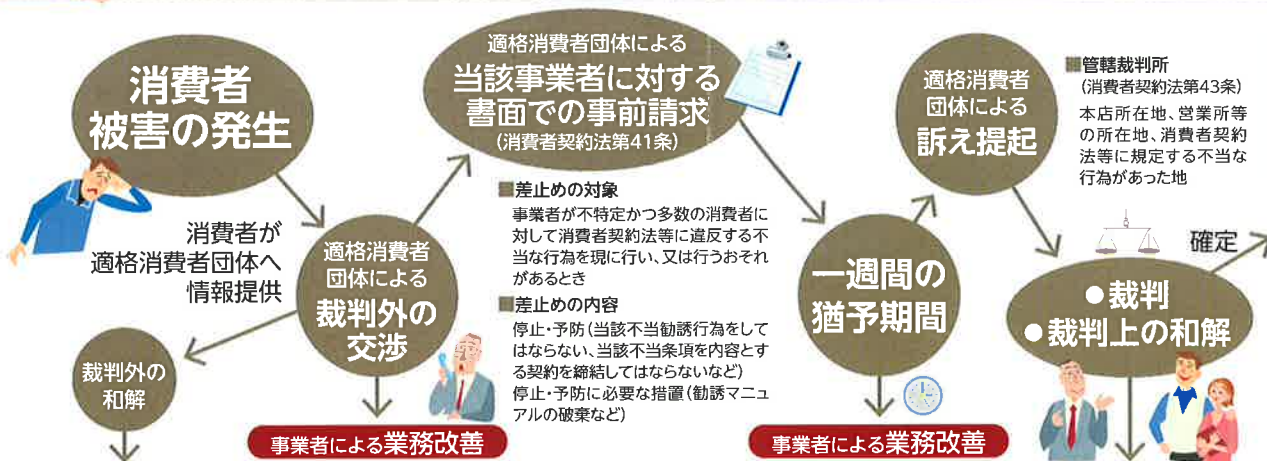
■適格消費者団体として認められるための要件

- 不特定多数の消費者の利益擁護のための活動を主たる目的とし、相当期間、継続的な活動実績があること
- 特定非営利活動法人又は、一般社会法人若しくは一般財団法人であること
- 組織体制や業務規程を適切に整備していること
- 消費生活及び法律の専門家を確保していること
- 内閣総理大臣による監督措置(認定更新制・立入検査・認定取消し等)
- 徹底した情報公開処置(財務諸表等、判決・和解等の概要を公表)など



差止請求の流れ

※ご自身の被害回復(救済)は地元の消費生活センターへ相談してください。
連絡先はこちら / 消費者ホットライン：188



概要について内閣総理大臣及び国民生活センターによる公表

事業者による業務改善

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海の活動イメージ

会員(団体・個人)・一般消費者・他の消費者団体

情報提供 ↑ ↓ 情報収集

NPO法人 消費者被害防止ネットワーク東海

検討委員会

消費者被害情報収集
差止請求検討

- 弁護士
- 消費生活専門相談員
- 学識経験者
- 司法書士

【情報分析】

- 被害情報の選定
- 被害事例の法的検討
- 事業者への申し入れ・訴訟提起等対外的な活動の必要検討

理事会

- 学識経験者
- 消費者団体関係者
- 弁護士
- 司法書士
- 消費生活専門相談員
- 一般消費者

【意思決定】

- 事業者への申し入れ
- 訴訟提起等対外的な活動に関する意思決定

事務局

申入れ・差止請求訴訟の提起

事業者



こんな契約トラブル!?

こんな悪質商法!?

事例1

インターネットで健康食品をお試し価格で注文したら、4回以上連続の定期購入になっていった。2回目以降の価格は高いので、キャンセルの連絡をしたが認めてもらえない。注文確認画面は初回の価格が表示されていたので、定期購入であるときづかなかった。

事例2

スポーツクラブの契約で、近くの施設が利用できると聞いて入会した。しかし、突然この施設が閉鎖されたが、入会時に説明はなかった。退会を申し出たら翌々月末まで退会できないと言われた。1か月分は余計に会費を取られる。規約に問題はないか。

事例3

結婚式場の見学にいったところ、今ならお値打ちと強引にその場で契約させられた。自宅に帰って家族とも相談し、翌日にキャンセルしたが、高額なキャンセル料を請求された。利用日程も先だし、まだ何の相談もしていないのに、キャンセル料を取られるのは納得できない。

事例4

タレントのファンクラブの会員特典が一方的に変更された。会員規約には「会員特典の内容は随時変更されます。本規約を予告なく改訂することがあります」とある。また「理由の如何を問わず、支払済みの入会金および年会費の返還はできません」とも記載されている。

事業者への差止請求ができます